

第9回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年8月20日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第9回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年8月20日 金曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

出席委員	欠席委員
1番 渡部 稔	
2番 眞鍋 伸太郎	
3番 村松 祐一	
4番 諏訪 栄一	
5番 野中 充	
6番 松本 晋平	
7番 佐藤 孝夫	
8番 福田 真実	
9番 柴崎 陽	
10番 大井 豊記	
11番 間舩 一男	
12番 松本 吉弥	
推進委員 齋藤 仁	推進委員 本名 京子
推進委員 山田 幸市	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛
	推進委員 佐藤 健一
	推進委員 山内 栄一
	推進委員 佐々木 宏光
	推進委員 山内 祐太郎
農業委員 11名出席／12名	
推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 9番 柴崎 陽 10番 大井 豊記

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第9回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
9番 柴崎 陽 委員、10番 大井 豊記 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号12番、譲渡人は 、譲受人は 。
申請農地は字北川原10番 外4筆 田 994㎡であります。
申請事由としては、譲渡が相手方要望のため、譲受が福祉事業に利用するためであります。当該地には、 というグループホームを新設するもので、その利用者が耕作する農地となります。
取得時の条項については、農地法第3条第1項第16号及び農地法施行規則第16条に基づく例外措置に該当するため社会福祉法人が取得できるものです。移転時期は 許可日以降 であり、価格は、合計で 500,000円です。権利設定は 所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号13番、譲渡人は 、譲受人は 。
申請農地は、旭三寄字大保4番 田 430㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が自作地に隣接しているためであります。
移転時期は許可日以降であり、当該地は既に交換されており、 が長く耕作している土地です。今般、所有権移転のために許可申請するので、無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第34号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第34号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 35 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 2 番、移転する者 さん、移転を受ける者 さん、農地は 大石字家ノ下 2878 番 1 外 3 筆 田 730 m²、価格は 10 アールあたり 500,000 円でまとまっております。

なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 2 番について、山田幸市委員より報告をお願いします。

山田委員 令和 3 年 7 月 15 日に、会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、佐藤孝夫委員、私、事務局次長、出し手のさん、受け手のさんであります。

はじめに、 さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい、とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんについては、本郷 大石地区で、約 7.8 ヘクタールの農地について、水稻と果樹の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。

価格につきましては、出し手の さんからは話し合い、受け手の さんからは希望額の提示がありましたので、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、農地の場所・耕地の状況・形状等の条件を聞き取りし、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アールあたり 500,000 円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

議案第 35 号の所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 35 号の所有権移転は原案のとおり決定しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 35 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、利用権設定について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 35 号 利用権設定については原案のとおり決定いたします。

これをもって議案の審議を終了いたします。

【荒廃農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次、議案第 36 号 荒廃農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 22 番から 32 番、農地の所在は、上戸原字寺崎堤 1494 番 外 10 筆です。地目、面積、現況確認日等については、一覧表のとおりです。所有者は 11 筆全て さんです。

現地確認については、通し番号 22 番から 29 番までの 8 筆については、農業委員会より委員 2 名と事務局で現地調査をしております。また、通し番号 30 番から 32 番の 3 筆については机上で確認しております。

その結果、原野又は山林とすることが妥当との判断されております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号 22 番から 32 番について、齋藤仁委員より報告願います。

齋藤委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。
通し番号 22 番から 32 番、非農地化希望申請者は、 さんです。
当該地については、農地法の運用第 4（2）の所有者からの申請に基づき、令和 3 年 6 月 24 日午後 1 時 30 分から現地調査を行い、中ノ山の 3 筆は 7 月 20 日に机上で調査を行いました。調査委員は、諏訪委員と私、事務局で現地調査をしております。判断基準は、農地法の運用第 4（4）に基づき判断いたしました。上戸原字寺崎堤 1494 番 外 10 筆は、赤留集落及び中ノ山集落付近に点在しております。

現地を精査し、事務局より聞き取りをしたところ、11 筆とも未整備の農地であり、20 年以上不耕作地となっていたため、

原野及び山林の様相でありましたので、再生困難な農地と判断いたしました。二岐及び中ノ山の農地は、周辺が原野及び山林で囲まれており、農地はなく、その他は、隣地とは大きな畦畔や段差で分断されており、他への影響はありません。そこで、通し番号 22 番から 29 番までの 8 筆を 非農地 原野 30 番から 32 番までの 3 筆を 非農地 山林 であると判断いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 36 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 36 号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法
としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 35 号から第 38 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 35 号につきましては、相続による農地の取得でございます。3 件の
届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますの
で、内容については説明を省略したいと思います。

【農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について】

事務局次長 受付番号 2 番、譲渡人 、譲受人 です。
申請農地は字北川原甲 2364 番 1 田 外 1 筆 2,631 m²、理由は 3 条の審
議でも説明しましたが、社会福祉施設の建設用地であります。
建物の面積などは表のとおりで、市街化区域の届出であります。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 37 号 合意解約についてであります。
これらは、梁田の基盤整備に関連して発生する合意解約となります
詳細については、お読み取り下さるようお願いいたします。

【農用地利用配分計画への意見について】

事務局次長 続きまして、報告第 38 号 1 番は、中間管理を通して再設定をする案件
2 番から 8 番は、梁田の基盤整備に関して中間管理機構が再配分するもので
あります。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 9 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたしま
す。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 10 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(9番 柴崎 陽)

会議録署名人 _____ 印
(10番 大井 豊記)